

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

民事訴訟法

以下の問い合わせに答えなさい。なお、民事訴訟法以外の論点については、触れる必要がない。

問1

Yは、X及びZの母親である。Yの推定相続人は、X及びZの2名のみである。

株式会社Aは、不動産の賃貸及び管理等を業とする会社であり、X及びZはいずれもその取締役である。同社の発行済株式総数のうち、Xの保有する株式が44.10パーセント、Zの保有する株式が38.25パーセント、Yの保有する株式は17.64パーセントである。

Xは、平成17年8月3日ころ、Yとの間で、Yの所有するA会社の全株式である本件株式をXに贈与するとの本件贈与契約を締結した旨主張している。これに対し、Zは、Yが同年6月14日、Yの所有する財産全部をZに相続させる旨の公正証書遺言（以下「本件遺言」という。）をしたと主張している。なお、Yは、アルツハイマー型痴呆の末期症状を示し知的能力が高度に障害されている状態にあるとの鑑定の結果に基づき、平成19年4月19日、後見開始の審判を受け、B弁護士がその成年後見人に選任された。

(1) 上記の事実関係において、Xが本件遺言の無効を主張し、YZを被告として遺言無効確認の訴えを提起した場合、かかる訴えは適法か。

(2) 上記の事実関係において、Xが本件贈与契約に基づき、Yに対してA会社の株券引渡請求訴訟を提起した場合、当該訴訟において、ZがY側に補助参加することは許されるか。

問2

Xが自己の所有する土地（本件土地）を訴外Aに売却しようとしたところ、Xに対して債権を有すると主張するYが、本件土地につき仮差押命令の申立てを行い、仮差押えが執行された。Xが本案の起訴命令を申し立てたため、YがXに対して金銭支払請求訴訟を提起し（前訴本訴）、これに対してXは、上記仮差押命令の申立てが不法行為に当たるとして、本案の起訴命令申立て及び前訴本訴の応訴に要した弁護士費用250万円の支払を求める反訴を提起した（前訴反訴）。前訴は、本訴請求棄却、反訴は50万円の支払をYに命じる一部認容判決が確定した。

その後、Xは改めて、上記仮差押命令の申立ては違法なものであり、上記仮差押命令の執行により、上記土地を適切な時期に売却することができず、そのために上記土地に対するAからの代金が本来支払われるべき時期よりも遅れて支払われることとなったとして、不法行為に基づき、Yに対して200万円の支払を求める訴えを提起した（後訴）。

この後訴は適法か。判例の立場を踏まえつつ論じなさい。